

行田市景観条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 景観計画の策定等（第7条―第11条）
- 第3章 行為の届出等（第12条―第20条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等（第21条―第24条）
- 第5章 骨格となる景観づくり（第25条―第27条）
- 第6章 身近な景観づくり
 - 第1節 景観づくり団体（第28条）
 - 第2節 支援（第29条）
- 第7章 景観審議会等（第30条―第34条）
- 第8章 雑則（第35条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地域の特性を活かした良好な景観の形成に必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき必要な事項を定めることにより、本市の自然、歴史、文化及び生活と調和した良好な景観の形成を図り、もって市民の誇りと愛着を育み、住みたい、訪れたいと感じられるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 本市の地域の特性が表れた景観を守り、育て、及び創り、並びにこれらを活かした取組をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内の土地、建築物、工作物若しくはこれらに類するものに関する権利を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(3) 事業者 建築物又は工作物の新築、新設、増改築その他これらに類する行為を行う者及び土地の開墾その他の土地の形質の変更を行う者並びにこれらの行為に関わる設計を行う者をいう。

(4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物をいう。

(5) 公共施設 法第7条第4項に規定する公共施設並びに国、県、市又は他の地方公共団体が建設する公共の用に供する建築物及び工作物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、景観づくりを推進するための総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市は、公共施設の整備を行うときは、景観づくりにおいて先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、市民及び事業者の景観づくりに資するよう啓発、知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らが景観づくりに重要な役割を果たすことを認識し、積極的にその形成に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らが行う事業活動が景観づくりに重要な役割を果たすことを認識し、積極的にその形成に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国等に対する協力要請）

第6条 市長は、必要と認めるときは、国、他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観づくりのために協力を要請することができる。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第7条 市長は、景観づくりを推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条に規定する手続を行うほか、第30条の行田市景観審議会（以下「行田市景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観づくり推進地区)

第8条 市長は、特に一体的な景観づくりに取り組む必要があると認める地区を景観づくり推進地区として景観計画に定めることができる。

(景観づくり重点地区)

第9条 市長は、市民及び事業者などによる景観づくりの蓄積及び機運の高まりがあり、特に一体的な景観づくりに取り組む必要があると認める地区を景観づくり重点地区として景観計画に定めることができる。

2 法第11条第1項及び第2項に規定するものは、景観づくり重点地区の指定のため景観計画の変更を市長に提案することができる。

3 景観づくり重点地区の区域の面積は、0.1ヘクタール以上とする。

(景観計画の提案団体)

第10条 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第15条第1項の景観協議会及び第28条第1項の景観づくり団体とする。

(計画提案に係る手続等)

第11条 法第11条に規定する景観計画の策定又は変更の提案を行おうとするものは、当該景観計画の提案に係る景観計画の素案について、あらかじめ市長と協議するものとする。

2 景観法施行令（平成16年政令第398号）第7条ただし書の規定により条例で定める規模は、0.1ヘクタールとする。

3 市長は、第1項の提案により景観計画の策定又は変更をしようとするときは、行田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の届出等

(届出を要する行為)

第12条 法第16条第1項各号及び第2項に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(2) 太陽光発電設備の設置

(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積で、次に掲げるもの
ア 堆積の期間が90日を超えて継続しないもの

イ 道路等から望見できない場所での堆積

(3) 他の法令等の規定により許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

(4) 法第16条第1項各号に掲げる届出を要する行為で、規則で定める規模に該当しないもの

(5) 開発許可を受けた区域であって、当該区域内の各敷地において2回目以降に行う建築物の新築

(6) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為（法第16条第7項第1号に規定する行為を除く。）で、規則で定めるもの

2 景観づくり推進地区及び景観づくり重点地区内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、前項（第4号及び第5号を除く。）のほか、景観計画において定められた地区ごとに規則で定める規模以下の行為とする。

(行為の届出に係る添付図書)

第14条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、規則で定める図書とする。

(特定届出対象行為)

第15条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する建築物の建築等
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する工作物の建設等

(事前協議)

第16条 次に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。

- (1) 法第16条第1項及び第2項の規定による届出を要する行為
- (2) 埼玉県屋外広告物条例(昭和50年埼玉県条例第42号)第6条第1項、第7条第5項、第12条第1項に規定する許可を要する行為

(助言又は指導)

第17条 市長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、景観計画に適合しない建築物の建築、工作物の建設その他の良好な景観の形成に影響を与える行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告等)

第18条 市長は、前条の規定による助言又は指導に従わない者に対して、当該助言し、又は指導に従うよう勧告することができる。

2 市長は、前項及び法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ行田市景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項又は法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 勧告又は命令を受けた者の氏名及び住所（事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告又は命令の対象となった行為及び位置

(3) 勧告又は命令に従わなかった事実

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えた上で、行田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(変更命令等の手続)

第19条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により設計の変更、原状回復その他必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ行田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の完了等の報告)

第20条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、市長に報告書を提出しなければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

(景観重要建造物の指定等)

第21条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得るとともに、行田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により景観重要建造物を指定したときは、その旨を公示するとともに、所有者に通知するものとし、規則で定めるところによりこれを表示する標識を設置するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第22条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕に当たっては、原則として当該建造物の修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、当該建造物の敷地、構造及び建築設備

の状況を定期的に点検すること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等)

第23条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得るとともに、行田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を公示するとともに、所有者に通知するものとし、規則で定めるところによりこれを表示する標識を設置するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第24条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第5章 骨格となる景観づくり

(公共施設の景観の形成)

第25条 公共施設の設置者又は管理者は、景観に配慮した公共施設の整備、管理及び活用（第27条及び第39条第2項第2号において「整備等」という。）に努めるとともに、良好な景観の形成に資するよう努めなければならない。

(景観形成指針)

第26条 市長は、公共施設の良好な景観の形成に関する指針を定めることができる。

(景観の形成に関する協議)

第27条 市長は、景観計画区域内において公共施設の整備等を行う者に対して、良好な景観の形成に関する協議を求めることができる。

第6章 身近な景観づくり

第1節 景観づくり団体

(景観づくり団体)

第28条 市長は、良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体で、規則で定める要件を満たしているものを景観づくり団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。申請内容を変更する場合も同様とする。

3 第1項の規定により、市長に認定された団体が、景観づくり団体を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 市長は、景観づくり団体が認定の取消しを申し出たとき、規則で定める要件に該当しなくなつたと認めるとき、その他市長が景観づくり団体として適当でないと認めるときは、当該景観づくり団体に係る認定を取り消すものとする。

第2節 支援

(支援)

第29条 市長は、次に掲げる者に対し、技術的支援を行い、又は経費の一部を助成することができる。

- (1) 景観重要建造物の所有者
- (2) 景観重要樹木の所有者
- (3) 法第81条に規定する景観協定を締結した者
- (4) 景観づくり団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

第7章 景観審議会等

(設置)

第30条 景観づくりを推進するため、行田市景観審議会を置く。

(所掌事務)

第 3 1 条 行田市景観審議会は、この条例による権限に属するものと定められた事項を調査し、及び審議するほか、市長の諮問に応じ、景観に関する事項を調査し、及び審議する。

2 行田市景観審議会は、市長が法に規定する処分その他の行為をしようとする場合において求めがあったときは、その意見を述べるものとする。

(組織等)

第 3 2 条 行田市景観審議会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公募による市民
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 3 条 行田市景観審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、行田市景観審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(景観アドバイザー)

第 3 4 条 市長は、景観計画に定める事項その他良好な景観の形成に関し、技術的及び専門的な助言を聴くための専門家（以下この条において「行田市景観アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 行田市景観アドバイザーは、次に掲げる事項について助言する。

- (1) 第 1 2 条から第 1 6 条まで及び法第 1 6 条第 3 項の規定による勧告並びに法第 1 7 条第 1 項及び第 5 項の規定による命令に関すること。
- (2) 公共施設の整備等による景観づくりに関すること。
- (3) 第 2 9 条に規定する支援に関すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

３ 行田市景観アドバイザーは、非常勤特別職とする。

４ 行田市景観アドバイザーは、景観に関する優れた識見を有する者の中から市長が委嘱する。

５ 前各項に掲げるもののほか、行田市景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

第８章 雑則

(委任)

第３５条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。